

令和5年度 河津町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・介護給付適正化計画策定業務仕様書

1. 業務名

令和5年度 河津町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・介護給付適正化計画策定業務委託

2. 委託期間

履行期間契約の日の翌日から令和6年3月18日

3. 業務の目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条、「介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針について」に基づき、町第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画・第6期介護給付適正化計画の策定支援をすることを目的とする。この計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

4. 委託業務内容

河津町第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画・第6期介護給付適正化計画策定業務

(1) 関連資料の収集、整理及び分析

人口、世帯、産業別就業者数、要介護者数、サービス利用状況、実態調査結果等の整理及び分析を行う。なお必要データについては、受託者から依頼のあったものを町が提供するものとする。

(2) 課題抽出、方針決定

・現状分析、実態調査結果、前期計画の検証などを踏まえ、課題の抽出と方針の設定を行う。

(3) 計画策定に伴うシミュレーション（給付分析・人口推計・目標事業算出・保険料試算）

・過去の推移等から、制度の変更、当地域の状況などを踏まえ、人口、要介護者数の推計、必要事業量、目標事業量の算出を行い、第1号被保険者の保険料を算定する。

・具体的には給付実績データに基づく各種サービス利用状況の分析を行う。

・高齢者福祉施策の実態及び課題の抽出及び施策の提案を行う。

・厚生労働省から静岡県を経由して支給される事業見込み量の地域包括ケア「見える化」システム及び保険料算出の地域包括ケア「見える化」システムの入力には町と協議し行うものとし、算出結果の分析及び見込み量・保険料の提案は受託者が行う。

なお、町は、受託者の求めに応じて必要なデータ等を提供するものとする。

(4) 骨子案及び計画素案の作成及び修正

・河津町総合計画、地域福祉計画、健康増進計画等の関連する個別計画との連携及び整合を図る。

・上記(1)～(4)の結果を踏まえ、骨子案及び計画素案の作成、修正を行う。

(5) 審議会等の出席、資料作成支援（3回程度）

・計画策定のために開催する会議に出席し、必要に応じて資料の作成を行う。

(6) 計画書の印刷製本

・計画書の編集及び印刷製本を行う。

5. 成果品

- (1) 計画書（A4版、100ページ程度、フルカラー、表紙レザック、100部）
- (2) 概要版：A3判、両面1枚、フルカラー 3,000部
- (3) 計画書電子データ（CD-ROM等）一式

6. 担当者

- (1) 本業務に携わる主担当者は、過去に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・介護給付適正化計画策定業務主担当としての実績があるものとする。
- (2) 本業務落札業者は主担当者を任命して、(1)に掲げる実績証明書を町に提出しなければならない。

7. その他

- (1) 成果品の帰属については、すべて委託者とする。
- (2) 本事業の実施により知りえた情報を他に漏らしてはならない。事業完了後も同様とする。
- (3) 受託者は業務遂行の品質保証（ISO9000シリーズ等）ができること。
- (4) 受託者は個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク等）ができること。
- (5) 「6. 担当者」に記載してある要件を満たしていること。
- (6) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、町（関係課）と受託者が協議のうえ決定する。